

高等
科用

皇民修身鑑

生徒用

卷之七

K120.1
33.1
7

K120.1

33.1

7

學海指針杜編

生徒用

高等
科用

皇民修身鑑

卷之七

版權所有 集英堂藏板

皇民修身鑑
卷之七

勅諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名

御璽

長英敬書

皇民修身鑑

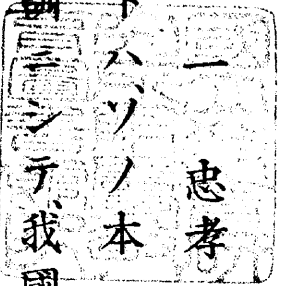
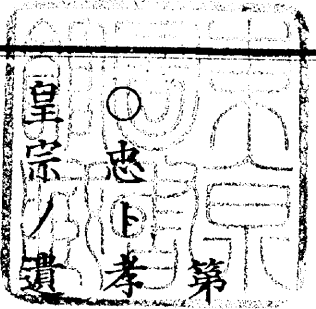
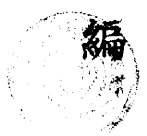
忠孝

明治二十三年十月二十日

皇民修身鑑卷之七
 忠孝ノ道ハ一ニシテコソノ道ナリ
 皇祖ノ徳ヲ慕フコトハ忠ニシテ
 父母ノ徳ヲ慕フコトハ孝ニシテ
 忠孝ノ道ハ一ニシテコソノ道ナリ
 皇祖ノ徳ヲ慕フコトハ忠ニシテ
 父母ノ徳ヲ慕フコトハ孝ニシテ
 忠孝ノ道ハ一ニシテコソノ道ナリ
 皇祖ノ徳ヲ慕フコトハ忠ニシテ
 父母ノ徳ヲ慕フコトハ孝ニシテ
 忠孝ノ道ハ一ニシテコソノ道ナリ

高等科用 皇民修身鑑卷之七 生徒用

學海指針社



○忠ト孝トハソノ本一ナリ。コレ我皇祖
 皇宗ノ遺訓ニシテ我國民ノ特有スル所、他ノ
 萬國ニハ、コノ忠孝一本ノ道ナシ。
 ○先祖・父母ニ孝ナレバ、君ニ忠トナリ、君ニ忠
 ナレバ、先祖・父母ニ孝トナルコトハ、獨リ我日
 本國ニカギレル道ナリ。

高等 皇民修身鑑 卷之七 生徒用 一 集英堂發行

既ニ隔意アル時ハ、如何ゾヨク 皇室ニ忠ナルヲ得ンヤ。

○父母ノ心ハ、兄弟ノ中、睦シキヲ悦ブモノナリ。父母ニ孝ナラント思ハミ、カリソメニモ兄弟相争フベカラス。

○兄弟中、睦シクテ、常ニ先祖・父母ノ厚恩ヲ思ヘバ、ソノ家マス、榮ユベシ。若シ此厚恩ヲ思ハズシテ、互ニ相争フ時ハ、先祖・父母ノ遺産モ、忽チ滅ブルニ至ルベシ。

○吉川元春・小早川隆景は毛利元就の子なり、元就、藝州吉田の一城主より起りて、戦へば勝ち、攻むれば取りて、遂に山陰・山陽の十州を併せたり、元春・隆景の二人は、常にこれが先鋒となり、兄弟相助けて戦ひ、いほむに、向ふ所破れざるはなかりき、元就死して、これを繼げる孫の輝元は、尋常の材なり、かども、此二人父の遺訓を奉りて、又よくこれを輔けられば、その國上下安泰にして、二人世に在るの間は、嘗て隣國の侮を受けたることをなかりけり。

第三 貞淑

○女ハ容ヨリモ、心ノ勝レタルヲ善トスベシ、心バヘヨシナキ女ハ、心騒シク、眼恐ロシク見出シテ人ヲ怒リ、言辭アラ、カニ、物言サガナクロキ、テ、人ニ先ダチ、人ヲ恨ミ嫉ミ、我身ニ誇リ、人ヲ誇リ笑ヒ、ワレ人ニ勝リ貌ナルハ、皆女ノ道ニ違ヘルナリ、女ハ惟々和ギ順ヒテ貞心ニ、情深ク静ナルヲヨシトス。

○凡ソ女子タル者ハ、先ヅ身ヲ立ツルコトヲ

學ブベシ、身ヲ立ツルノ法ハ、惟々清貞ヲ務ム、清ナレバ身清ク、貞ナレバ身榮ユトイヘリ。

○貞操ハ婦徳ノ第一ナリ、女ニシテ貞操ヲ缺カバ、猶ホ草木ノ根ナキガ如シ。

○出羽の國置賜郡に忠五郎といふものあり、此もの惡き一病に罹り、面部腐り爛れて、其氣堪へ難きを、妻は少しも忌嫌はず、日夜心を盡して介抱せり、忠五郎これを憐み、我を思捨て、他に再縁せよなと勸めりかども、妻は聽き入るゝ氣色なく、愈々厚

く仕へたり、うの後忠五郎身まかりければ、妻は舅姑に善く事へて、孝養怠なく、又うの子を教導き、これをもりたて、うの家を繼がしめたり、これを聞くもの、皆うの貞節を稱せざるはなし。

第四 母儀

○子ハ動モスレバ、母ノ愛ニ慣ル、モノナレバ、母タルモノハ言行ヲ正シクシ、子ヲシテ之ニ見習ハシメ、自ラ善ニ赴カシムベシ。
○母ハ慈愛ノ心ヲ内ニ存シ、子ヲ導クニハ、行儀ヲ嚴ニシ、放恣ヲ禁ズベシ。

○數多ノ子アリト雖モ、飲食衣服ノ愛ヲ均シクシ、長幼ノ序ヲ守ラシムベシ。

○父ノ子ヲ教フルコト、母ニ倍スレドモ、子ノ母ニ化スルコト、父ニ十倍ストイヘリ。サレバ母タルモノ、子ヲ教導センコト、ソノ任重シトイフベシ。

○尾張の藩士成田善起といふもの、幼にして父を喪ひ、母福島氏に養はれたり、年二十に至りて、使番

に舉げられ、江戸に上らんとせしに、祿薄ければ、路銀足らずとて躊躇せしを、母顔色を正しくして、汝は今日まで、なすこともなく、徒に君の祿を費やせり、今予厚恩の萬一に報ゆべき時なるに、いかでか貧苦の故を以て、躊躇すべけんや、路銀乏しくば、これを賣れとて、我衣服・器具の類を取出で、與へ、なほ諫勵しければ、喜起は耻ぢ且つ其恩を謝して、其後儉を守り財を蓄へ、他念なく其職を勤めければ、次第に立身したりとをん。

第五 惜陰

○盛年重ネテ來ラズ、一日再ビ晨ナリ難シ、時ニ及ンデ、當ニ勉強スベシ、歲月ハ人ヲ待タズトイヘリ。

○光陰ハ惜ムベシ、流水ノ逝キテ返ラザルガ如シ。

○人ノ學ヲ講ジ、業ヲ勤ムルハ、皆時日ノ力ヲ以テス、故ニ志士ハ日ノ短ヲ惜ム、嗚呼コノ日再ビ得ガタシ、今年重子テ來ラズ、是ヲ以テ學

者ハ、最モ時日ヲ惜ムベシ、豈ニ時ヲ廢テ、日ヲ曠シクスベケンヤ。

○古語ニ曰ク、「天地萬古アリ、此身再ビ得ズ、人生只々百年ノミ、此日最モ過ギ易シ、幸ニ其間ニ生ル、者ハ、有生ノ樂ヲ知ラズバアルベカラズ、亦虚生ノ憂ヲ懷カズンバアルベカラズ」ト。

○菽生祖徠、書を讀みて暮に向へば、簷際に出で、簷際にても字を辨すべからざるに至れば、書齋に燈

を點トてこれに對し、早朝より深夜に至るまで、手に巻を釋くことなかりき、かやうに分陰をも惜みて、勤學したれども、兼て養生の道にも心を用ひしかば、身體を損ずることなくて、遂に稀世の大儒と呼ばれたり。

第六 勤勉

○怠惰ハ衆人ノ通病ナリ、精謹ハ衆人ノ良藥ナリ、故ニ志士ハ常ニ時ヲ惜ミ、愚者ハ常ニ時ヲ廢ツ。

○衆人情レバ、良士ト爲ルコト能ハズ、臣子情
 レバ、忠孝ヲ爲スコト能ハズ、進修情レバ、徳業
 ヲ爲スコト能ハズ、習讀情レバ、才學ニ進ムコ
 ト能ハズ、豈タゞ是ノミナランヤ、農夫情レバ、
 秋獲アルコト能ハズ、工商情レバ、饑餓ヲ免ル
 、コト能ハズ、

○古人曰ク、「人生ハ勤ニアリ、勤ムレバ匱シカ
 ラズ」ト、是ヲ以テ君子ハ、日夕徳ヲ進メテ怠ラ
 ズ、良民ハ晝夜業ヲ務メテ息マズ。

坂井卧虎
 學問の餘
 暇米搗を
 こいて家
 事を助く



○坂井卧虎は、安藝の人なり、幼より聰敏にして學を好み、記臆よく、年十三の時、君前に於て經書を講トけるに、其說既に老儒の如くなりき、長トて才學共に進みけれども、自らは之を以て足れりとせず、益々刻苦して其業を研き、或は書を讀みて、夜の明くるも知らず、倦ゆる時は、机によりて、うのまゝ眠れること屢々なりき、遂に諸子百家の學に通曉し、當時の大儒となれりとをり。

第七 衛生

○勉學ノ後ハ、外ニ出デ、運動シ、心ヲ慰メ、精神ヲ新ニスベシ。

○勉學ノミシテ、運動セザレバ、心ツカレテ、多病ノ人トナルコトアリ。

○故ニ運動・遊歩ハ、身ヲ健ニスル切ノ務ニシテ、忠孝ノ行モ、コレニヨリテ成ルベキモノナリ。

○生ヲ養フノ術、多言ヲ用ヒズ、只々飲食ヲ節ニシ、嗜慾ヲ寡ウシ、心ヲ平ニシ、氣ヲ和ゲ、言ヲ

寡ウシ、事ヲ省キ、起居ヲ慎ミ、動靜ヲ時ニスルノミ。

○三宅尚齋、嘗て仕官し、時事を論ずること屢々なりしかども、その言行はれざりしかば、疾にことよせ、強て仕官を辭すたるに、これが爲に罪を得て、獄屋に繋がれぬ、然れども尚齋剛氣拔群の人なりければ、囚の身となりても、聊も屈せず、毎朝早く起きて水浴を行ひ、又朝夕食後は、必ず獄中を幾回となく廻りて、凡一里が程を歩みけり、かくして身體を

養ひ、精神を勵ましければ、健康にして活潑なること、平日に異ならざりきとなり。

第八 誠實

○誠實ニシテ公平ナル人ハ、ヒタスラ國ノ利益ヲハカリテ、私ノ利益ヲ思ハズ。
○誠實ニシテ、仁慈ナル人ハ、ヒトヘニ、他人ノ窮乏ヲアハレミテ、私ノ恩ヲ賣ルコトナシ。
○誠實ニシテ剛毅ナル人ハ、ヨク人ノ急難ニ趨キテ、身ノ不利ヲモカヘリミズ。

○此等ノ尊キ行ハ、皆誠實ノ人ニシテ、始テ能クスベシ。

○高橋傳五右衛門は、信濃の國佐久郡山部村の豪農なり、傳五右衛門常に、他國よりさすらひ来る貧民を留め、實直なるものには、家財・農具までを與へて、村民の數に入れければ、民家二十餘軒増加せしを、傳五右衛門は、新參のものと、舊來の民とを集め、懇に諭し導きしかば、漸く相和して一村となれり、これを始として、傳五右衛門は、貧を賑はし、窮を恤

み、災に罹れるものを救ふなど、徳を積むこと多かりければ、領主厚くこれを賞したりと云。

第九 儉約

○古人曰ク、人情奢ニ入ルハ易ク、儉ニ入ルハ難シト。

○惡衣・惡食ヨリ、美衣・美食ニ移ルハ、快キモノナレドモ、美衣・美食ヨリ、惡衣・惡食ニ移ルハ、極メテ苦シキモノナリ。

○一旦儉約ノ美ヲヤブリテ、奢侈ノ惡ニ染ム

時ハ、再ビ其始ニ返ランコト、極メテ難シ。慎ミテモ、猶ホ慎ムベキハ、奢ノ心ナリ。

○奢を好みて衣服・器具などを美しくするは、婦女人の憐を得れども、大人・君子には、却て侮り卑めらるべし。昔藤原俊兼、美服を着けて頼朝に謁しけるに、頼朝これを見て、いたく不興し、和殿、才學あれども、儉約の道を守ることを知らぬは如何や、千葉・公・土肥、次郎が如きは、禮法こそ知らね、専ら儉約を旨として、多く郎黨を養ふに、和殿ばかりは、よき

源頼朝藤原俊兼の美服を着たるを見ろの裾を切りて赤を戒む



郎黨のありとも聞はず、これ忠勤の志にうとき
なりとて、刀をとりて俊兼が衣の裾を、かたぐいに
裁ち切り給ひたりとなり。

第十 信義

○諫争ハ、信義ノ最モ厚キモノナリ。
○我美ヲ譽メ、功ヲ揚ゲラル、ハ、心ニ快ヨク、
我惡ヲ露ハシ、過ヲ責メラル、ハ、意ニ逆フモ
ノナリ。然ルニコレヲ意トセズ、面ヲ犯シテ
諫ムルハ、信義ノ厚ニアラザレバ能ハズ。

○コ、ヲモテ、古ノ賢君ハ、諫争ノ難ハ、戰場ノ
一番槍ヨリ難シト、ノタマヘリ。
○故ニ人ヲ諫ムル者ハ、信義ニ加フルニ、和愛
ト禮敬トヲ以テセヨ。コレ諫ヲ納ル、ノ道
ナリ。

○越前侯松平伊豫守、或日鷹狩して歸来り、今日若
者共の働き、常にすぐれて見事なり、あれならば萬
一の事ありとも、用に立つべしとて喜ばれしを、家
老杉田壹岐進出で、君の御威光すさまじければ、

人々たゞ懼れて働らくに候、かく上下相離れ候ては、萬一のとき、御用に立つべしとも覺はずといひしかば、伊豫守氣色をかへて、奥に入られしかども、後に壹岐を召して、うのこゝろばへを賞し、佩刀を賜はりたりといふ。

第十一 廉耻

○人ヲ苦メテ、己ヲ利セントスルモノハ、廉耻ナキノ甚シキモノニテ、其心、強盜ニ同ジカルベシ。

○道ニ背キテ己ヲ富マスヲ、不義ノ富トイフ。誠實ナル人ハ、不義ノ富ヲモトムルコトナシ。

○孔子ノ曰ク、「不義ニシテ富ミ且貴ハ、我ニ於テ浮雲ノ如シ」ト。

○本多忠勝は、徳川家康に仕へて忠勇無比と稱せらる、豊臣秀吉、忠勝を愛し、我家臣たらしめんと思ひ、一日大勢の中にて、其勇武の絶倫を賞して、佐藤嗣信の胃を賜ひ、さて後竊にいひけるは、御身が忠

勇を、今日衆人の中にて披露せしは、我厚情なり、御身何を以てこれに報いんとする、若し御身が徳川氏に仕ふる所を移して、我に仕へなば、富貴榮達は、御身の欲するまゝにせんとありけるに、忠勝はこれに答へて、殿下の御芳志感謝に餘あり、されど某は、徳川家累代の家臣にして、世々々の恩を受くれば、一旦の芳志を以て、舊来の恩に換ふべくもあらず此儀ばかりは御免あるべしとて、固く辭したりとなん。

第十二 謙讓

○人ニ尊敬セラル、身トナラバ、イヨく衆人ヲ尊敬スベシ。

○人ヲ先ニシ、我ヲ後ニシ、人ノ名譽ヲ稱シテ、我功勞ニホコルコト勿レ。

○君子ハ驕ラズ侮ラズ、富ミ且貴ニ至レバ、益々謙讓ノ道ヲ重ズルモノナリ。

○稻ノ穂ノ善ク實ルモノハ、却テ垂ル、モノナリ、此サマヲ見ナバ、我身ノ高キ程、マスく

人ニ下ルベキコトヲ悟ルベシ。

○北條氏康勇武にして、関東八州を攻め靡かゝに、敵と戦ふ時、屢々士卒に先ちて進み、身には數十個の手傷を受けたりけり、されば戦に勝利を得るは、氏康が武勇の致す所なるに、ある時武田信玄、氏康に向ひて、河越の城攻の功を譽めたるに、氏康は謙遜して、こは某の功にあらず、綱成等が忠勇の致す所なりと答へたり、かゝりければ、士民皆謙讓を以て相尚び、忠を盡して、氏康に事へたりと云。

第十三 仁慈

○身ヲ棄テ、仁ヲ成スハ、仁ノ至極セルモノナリ。

○例ヘバ、外敵ノ來タル時、奮闘シテ身ヲ顧ミズ、君ノ爲、國ノ爲ニ、死シテ悔イザルナド、是レナリ。

○古語ニ曰ク、「志士・仁人ハ、生ヲ求メテ仁ヲ害スルコト無ク、身ヲ殺シテ仁ヲ成スコト有リ」トハ、コレヲ謂フナリ。

○藤原高房、美濃、みたり一時、國の内に堤の破れたる處ありしが、これを修覆すれば、水神の怒に觸れ、たゞりを受けて死すべしとて、長く打棄て置きたれば、人民久しく水害を被りける、高房これを聞き、民に利益を與ふるものならば、死するも恨なくとて、人夫を出してこれを修覆せしめしが、うれより河の流よろしくなりて、水の害なく、後の世までも、うの利を受けるとぞ。

第十四 公益

○公益ハ、世ノ爲、國ノ爲ニ益アルナリ、之ヲ圖ルハ、仁慈ノ最モ大ナルモノニテ、人生ノ快樂コレニ勝レルハ莫シ、故ニ仁慈ノ心深カラザレバ、公益ヲ圖リガタシ。

○公益ヲ圖ルハ大人ノ事ナリ、小人ノ事ニアラズ、大人ハ利ヲ輕シ、小人ハ之ニ反スレバナリ。

○世ノ爲、國ノ爲ヲ圖リナガラ、己ノ利ヲ重ズルハ、譬ヘバ淺瀬ヲ涉ラントシテ、足ノ沾レン

ヲ嫌ヘルガ如シ、何程、公益ヲ圖ラントストモ、得ベカラズ。

○阿波の國主、蜂須賀家政は、無職・無産の者多きを憂ひ、利民の道を思廻らしけるに、當國海邊に、鹽地多きを見て、播州より製鹽に熟せるものを招寄せ、その地を擇びて、此業を開かゝめたり、これよりして、無産の者、皆その業に就き、其次の年、製鹽場より、鹽租として、錢十五貫文を献せしに、家政限なく喜ばれ、一國富強の基なりとて、其錢を床上にすゑ、三

拜せられぬ、果せるかを、其後此國製鹽の業、次第にひらけて、今は一大國産となれり。

第十五 義勇

○古語ニ曰ク、「義ヲ見テセザルハ、勇ナキナリ」ト。又曰ク、「人ノ患難ヲ見テ救ハザルハ、義ナキナリ、戰ニ臨テ死ヲ怕ル、ハ、勇ナキナリ」ト。○人ハ互ニ相救ヒ、相助ク可キノ義アリ、救フ可キヲ救ハズ、助ク可キヲ助ケザルハ、人面・獸心ノ者ナリ、是ノ如クシテ、家門ノ繁榮ヲ願フ

トモ、天道争デカ許サンヤ。

○義ニ赴クハ、水ノ界ニ就クガ如ク、勇ヲ奮フ
ハ、風ノ烈シキガ如クナル可シ、此心、平生養ヒ
置ケバ、事ニ臨デ躊躇スルコトナシ。

かばねをば岩庵のこけにうつみてが

雲井の空に名をとゝむべき。

○谷村計介は日向の國諸縣郡の人なり、西郷隆盛
熊本城を圍みける時、計介城内に在り、城將谷千城
の使命を受けて、大總督有栖川宮の陣へ至らんと

谷村計介
賊の爲に
捕へられ
嚴しき拷
問を受け
たれども
少しも屈
せざりき



いけるに、賊の爲に捕へられ、嚴しき拷問を受けたれども、痛を忍びて白状せず、既にして番兵の間を伺ひ、逃れて終にその使を果せり、田原坂の戦に、官軍苦戦の有様を見て、自ら進でその軍にかり、遂に奮闘して死せり。

第十六 國體

○我國ハ、開闢以來、君臣ノ分、一タビ定マリテヨリ、萬世・一系ノ 皇統、連綿トシテ相承ケ、今日ニ至ルマデ、曾テ渝ルコトナク、代々ノ

天皇ハ、皇祖ノ遺訓ニ循ヒテ、此國ヲ知ロシメシ給ヘリ。

○世々治亂ナキニアラズ、時ニ盛衰ナキニアラズト雖モ、上下ノ名分正シクシテ、忠孝ノ道、明ニ、皇室ハ儼然トシテ動キナク、天地ト共ニ窮リナシ。是レ我國體ノ世界ニ冠タル所以ナリ。

○世界萬國、何レノトコロニ至ルモ、萬世・一系ノ皇統ナク、古今無二ノ臣民ナシ。此 皇統

ト此臣民トアルハ、只々獨リ我日本ノミ。

○豊臣秀吉、諸將を遣して、朝鮮を攻めけるとき、明主大に苦み、秀吉を皇帝にせむとの約にて、和議を請ひければ、秀吉これを許し、やがて人をして其来書を読ませけるに、其文に、汝を封して日本國王とす」とありけるを聞き、秀吉大に怒り、其書を取りてこれを裂き、罵て曰く、吾を皇帝となすとは、明國の皇帝たらしむる事と思ひしなり、今我國は畏くも、數千年来、皇統連綿たる 天皇のねはしまし

けるを、何とて王とはなるべきや、無禮も程こりあれとて、其使を逐歸し、再び征韓の師を起しけり。

第十七 尊王

○我 天皇ハ、代々民ヲ安シ、民ヲ利スルヲ以テ、大御心トセサセ給ヘリ 國民ノ祖先、以來、皇室ニ忠ナル心ハ、少シモ易ルコト無ク、二千五百餘年ノ間、幾ド一日ノ如シ。

○勅諭ニ曰ク、「我 皇祖皇宗、國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。 我臣民、克

ク忠ニ、克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世々厥ノ
美ヲ濟セルハ、此我國體ノ精華ニシテ、教育ノ
淵源、亦實ニ此ニ在スト。

○我國民タルモノ、宜シク 勅諭ノ御趣旨ヲ
體認シ、克ク忠ニ、克ク孝ニ、益々我國體ノ精華
ヲ、發揮セズバ、アルベカラズ。

○平野國臣は、筑前福岡の人にして、明治維新の前、
尊王攘夷の説を稱へ、大に朝廷の爲に忠節を盡し
ゝかば、幕府これを逮捕せんとして、搜索頗る嚴し



平野國臣尊王の心深
く江戸城の壯大なる
を見ていたく歎きけ
り

かりき、因て東西に奔り匿れつゝ、到る處猶ほ慷慨の士と結びて、皇威回復の大義を唱へ、忠烈の志、日夜怠ることなかりしかども、遂に幕吏に捕へられて殺されたり、うの匿れて薩摩に在りける時、櫻島を見てよめる歌に、

わが胸の燃ゆる思にくらぶれば

煙はうすーさくらーまやま、

第十八 國民ノ務

○國ノ風俗ヲ善美ナラシムルノ本ハ、先ツ其

家ヲ齊フルニアリ、其家ヲ齊フルノ本ハ、先ツ其身ヲ修ムルニアリ。

○身ヲ修メンコトハ、多端ナレドモ、ツゞメテ言へバ、忠孝ノ二ツニ歸ス。

○君ニ事ヘテ忠、親ニ事ヘテ孝ナル者ハ、必ず兄弟ニ友ニ、朋友ニ信ニ、衆人ニ仁ニ、夫婦ニ和ナルベシ。

○忠孝ヲ以テ、其家ヲ齊フル時ハ、其家必ず治リ、其家治ル時ハ、其風延テ隣里ニ及ボシ、遂ニ

一國ノ美俗ヲナスニ至ルベシ。

○故ニ國民タルモノハ、納税・兵役ノ務ヲ果シ、法令ヲ遵守スルノミヲ以テ、國民ノ務ヲ盡シタルモノトスベカラズ、忠孝ヲ其心トシテ、身ヲ修メ、家ヲ齊フルハ、國家ニ對スル大切ノ務ナルコトヲ、忘ルベカラズ。

○坂野重右衛門は、羽前ノ國置賜郡長橋村ノ農民なり、所持ノ田地は頗る瘠地なり、勉めて耕作し、厚く肥料を施し、かば、其田はいつしか膏腴の

地となり、稻もよく實り、租米の上納も人に先ちて、少くも未進等のことをなかりけり、元來重右衛門は、貧困にして餘財といふもなく、夫婦と七十餘の老母と、十四歳以下の子供五人の、貧しき暮なれども、家内睦しく、能く親を養ひ、又よく他人に深切なりき、後長百姓となり、次に肝煮役になりてよりは、租賦を皆濟したるものには、褒美を申請けさせ、遊惰なる者は、之を誡教へければ、一村皆重右衛門に化せられて、農作を勵むに至り、かば、其村、元より貧

科用 皇民修身鑑 卷之七 集英堂發行

いき土地をりいに、年をうへて、やうく豊に立を
ほりいは、偏に重右衛門の勸化によるものにて、人
の龜鑑とすべしとて、上より褒美を賜はりて、其行
状を賞せられたり。

高等科用 皇民修身鑑卷之七 生徒用 終

高等科生徒用皇民修身鑑

明治二十五年十月二十五日印刷
明治二十五年十月二十八日出版
版 權 所 有

定價金九錢

著 者 學海指針社

東京市日本橋區村松町七番地

發行兼印刷者 小林八郎

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

發賣所 集英堂本店

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

賣捌所 集英堂支店

栃木縣宇都宮大工町

賣捌所 各府縣下書肆



